

令和2年瑞穂町農業委員会2月総会

令和2年2月20日、令和2年瑞穂町農業委員会2月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	雨宮敏昭	2番	高水 務	3番	臼井順央	4番	坂田敬一
5番	榎本和夫	6番	清水正久	7番	西村隆男	8番	長谷部冬樹
			【欠席】		【欠席】		
9番	高橋良友	10番	栗原 始	11番	榎本 勝昭	12番	上野 勝

農地利用最適化推進委員

村山宣幸	村山高男	戸谷 隆一
		【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長	長谷部 康行	農政係長	田中 悠也
	(事務局長)	(書記)	

農政係 竹中 都佳紗

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

開 会 午前 10時00分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町農業委員会2月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、10番委員の栗原 始君と1番委員の雨宮 敏昭君を指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 続きまして、日程第3、議案第1号番号1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いするところですが、担当委員が欠席のため事務局より報告を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は2月13日(木)午後1時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取りを行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物はネギ、トウモロコシ、ブロッコリー、ハクサイです。農業従事者は〇〇さんと妻、従業員4名、パート2名です。農業従事日数は本人が330日、妻が250日、従業員が各270日、パートが各60~70日です。所有機械はトラクター4台、トラック2台、管理機8台、軽トラック2台、軽バン1台です。取得農地の営農計画はブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で2分です。販路は市場、量販店、直売所、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に利用し耕作すると考えられますので、許可相当だと思いますとの言葉を頂いて

おります。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いするところですが、担当委員が欠席のため事務局より報告を求めます。

事務局 議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は2月13日(木)午後1時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取りを行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物はネギ、トウモロコシ、ブロッコリー、ハクサイです。農業従事者は〇〇さんと妻、従業員4名、パート2名です。農業従事日数は本人が330日、妻が250日、従業員が各270日、パートが各60～70日です。所有機械はトラクター4台、トラック2台、管理機8台、軽トラック2台、軽バン1台です。取得農地の営農計画はソラマメ、リーフレタス、タマネギ、ニンニク、カボチャを栽培予定です。通作距離は車で2分です。販路は市場、量販店、直売所、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に利用し耕作すると考えられますので、許可相当だと思いますとの言葉を担当委員より頂いており

ます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置、転用理由〇〇、以上です。農地区分と転用目的ですが、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用なので農地の区分は関係なく認められます。資力及び信用ですが、すでに一時転用済みであり、以前と同一の申請であるため資金は必要ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、隣接農地所有者の承諾を得ています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工事完了済みであり、当該農地における係争などありません。計画面積の妥当性ですが、事務局が計画図面を確認し、妥当であると判断しました。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無ですが、隣接農地に多少日影ができてしまう可能性はありますが、そのことを含め隣接農地所有者の承諾を得ています。一時転用の妥当性ですが、平成25年3月31日付け244農振第2657号農林水産省農村振興局長通知に基づく一時転用であり、妥当と判断しました。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (栗原 始 君) 議案第2号番号1、農地法第4条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は2月13日(木)午後1時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、地区委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さん本人より聞き取り調査を行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物としてお茶、ミヨ

ウガ、ハクサイを栽培しているそうです。耕作面積は約9反です。農業従事者は本人、妻、母親、子供です。農業従事日数は、本人150日、妻40日、母親40日、子供が10日です。所有機械はトラクター1台、ユンボ1台、管理機1台、乗用茶刈機1台です。販路につきましては、自家消費、茶工場です。申請地の営農型太陽光発電設備の下部の営農計画ですが、ミョウガを栽培しています。収量はミョウガが120キロ収穫できたそうです。販路については現在は自家消費です。地区委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に利用し耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第4、番号1 農地法第4条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。続きまして、報告第3号、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第3号、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置、転用理由〇〇、備考〇〇。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置、転用理由〇〇、備考〇〇。

議長 以上で説明が終了しました。質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和2年瑞穂町農業委員会2月総会を閉会といたします。

閉 会 午前 10時30分